

評議員及び理事会役員規程・規則

(趣旨)

第一条 社会福祉法人 櫻心会 定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び理事会役員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会議招集権の発する招集通知による。

(報酬)

第三条 役員としての報酬は支給しない。

(旅費の支給)

第四条 役員が主張した場合には当該役員に対し、旅費を支給する。

(主張命令)

第五条 役員の出張は、理事長の出張命令によって行わなければならない。

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、交通費、日当、及び宿泊料とする。

- (1) 交通費は最も経済的な通常経路及び方法により旅行した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。
- (2) 船賃、航空賃は定額の運賃とする。
- (3) 鉄道賃は、乗車賃及び急行料金（特急・座席指定、寝台を含む）とする。
- (4) 車賃は、バスの定額運賃とする。
- (5) 日当及び宿泊料は下記のとおりとする。
日当……………一日・半日 5,000 円
宿泊費………県内・県外 かかった経費
- (6) 自家用車（理事長が定める様式に従い登録されたものに限る。）による出張の場合 1 Kmにつき 35 円とする。
- (7) パック利用の場合は全額実費支給し、往復割引などを利用した場合は運賃のみ実費で、宿泊料は第5号の規定の金額を支給する。
- (8) 保育園で評議員会及び理事会が開催された時は、役員全員に交通費 2,000 円を支給する。しかし、施設職員で役員を兼ねるものに対しては支給しない。

第七条 (慶弔規定)

- (1) 理事及び理事の家族、職員及び職員の家族が死亡したときは、花環又は生花及び香典を贈り、理事長又は代理人が弔問する。但し、花環又は生花の費用は時価とする。香典の場合は 5,000 円もしくは 10,000 円とする。（理事長の判断による。）
- (2) 永年にわたり当園に勤務し顕著に貢献し退会した理事・前職員に慶弔事が発生した場合は、理事長の判断により、相応の至情を披瀝するものとする。
- (3) (1)、(2)に掲げる事由が発生したときは、速やかに理事長まで届け出ること。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。